

『小右記』訓読・現代語訳・注釈（稿） 2

寛弘八（二〇一一）七月一日条〜十一日条前半

下向井研究室

はしがき

この『小右記』訓読・現代語訳・注釈（以下、本現代語訳とする）は、広島大学大学院教育学研究科で下向井が担当している『小右記』演習（正式科目名は「日本史認識内容学特講Ⅲ・Ⅳ」）において受講生が発表した成果を、授業中に交わされた討議をふまえて補訂したものである。本号には二〇一〇年度分の後半を掲載する。

凡例

一、本現代語訳は、『大日本古記録』本『小右記』の本文を読み下し、現代語訳し、注釈を付したものである。

一、本現代語訳は、演習で報告担当者が作成した読み下し・現代語訳と発表資料をもとに、山本佳奈が補訂したうえで注釈を作成し、下向井がさらに現代語訳について補訂を施した。しかし決定版というにはまだまだほど遠いので、平安時代史研究者諸賢からご意見・ご批判をいただき、より精度の高いものにしていきたいと念じている。暫定的・過渡的な作業という意味を込めて、本現代語訳は（稿）とする。

一、表記は原則として新字体とする。ただし「僞」「闕」「哥」……などは旧字体のままとする。

一、読み下し文は歴史的仮名遣いにせず、現代仮名遣いを採用した。ただし、「僞（云・曰）……者」の「者」は、広島大学の伝統的な読み「てへり」に愛着があるので、「てえり」とはせず「てへり」と表記する。

一、読み下し文の句読点について、原則として終止形で終わる文の末尾には句点、文の区切りには、適宜、読点を付した。読点はできるだけ多めに付した。ただし「僞（云・曰）……者（云々）」で結ばれた引用や発言の部分は、終止形でも読点とした。

一、現代語訳にあたって、本文の敬語表現は人と人との関係性を表しているためできるだけ活かすように努めたが、簡素に表現にした。現代語訳での公卿人名表記の肩書きは兼官名ではなく公卿職事官名（左右大臣・大納言など）で表記する。

一、現代語訳は、読み下し文の直訳ではなく、文意に即して言葉を補ったり言い換えたり、簡略にしたりしている。

一、現代語訳にあたって、訳文に確信の持てない箇所、不十分な箇所は多々存在する。採用した訳文の解釈の根拠を注で示している場合もある。

一、注釈の大半は、『平安時代史事典』『平安人名辞典』『日本国語大辞典』『国史大辞典』など辞典類の記事を抄録したものである。いちいち

注記しないで使用させていただいたことをお断りしておく。

一、人名の注釈は、頻出者を除き初出時にのみ付した。頻出者は「主な登場人物」として、『史人』第三号掲載の『小右記』訓読・現代語訳・注釈（稿）1に一括紹介した。

一、担当者名は一日分の条文ごとに読み下し文の冒頭の日付の下に【】内に記した。ただし一日分の条文の途中で担当者が代わった場合は交替した担当部分の冒頭に担当者名を付した。担当者名・学年・所属は左記の通りである。

担当者（学年順）

教育学研究科博士課程後期二年（下向井ゼミ）	山本 佳奈
教育学研究科博士課程後期二年（下向井ゼミ）	包 黎明
教育学研究科博士課程後期二年（下向井ゼミ）	尻池 由佳
教育学研究科博士課程前期二年（白須ゼミ 東洋史）	江間さやか
教育学研究科博士課程前期二年（下向井ゼミ）	上吹越 務
教育学研究科博士課程前期一年（白須ゼミ 東洋史）	安部 弘敏
教育学部社会系コース四年（下向井ゼミ）	平元 克弥

（学年は二〇一一年三月の時点）

訓読・現代語訳・注釈

七月

一日条 【平元】

〔読み下し〕

一日、壬申。秋季十斎じゅうさい、大般若読経だいげんがよみぎやう、発願はつがんすへ盛筭せいざん・念賢ねんけん。去月廿七日、公誠朝臣こうせいあそ云わく、故華山院こくわさんいんの宮達みやだちの御元服ごもんぷく、八月廿三日なりてへり。天下大事てんかだいじの間、密々ひそひそに行わるべきの由、相示し畢んぬ。亦、侍從中納言の指帰さしきに從うべきの由を仰す。今日、重ねて来たりて云わく上達部の

禄、必ず儲くべきか、てへり。加冠かかん・理髮りはつの人の外、納言二人・参議二人の禄許り儲けしむ、何事有らんや。抑も彼の日の状に随ともい左右さうぼうすべきの由を仰す。殿上人の禄設くべからず。同じく其の由を仰す。入夜、重ねて来たりて云わく、案内を拾遺しゅうい納言に触る。答て云わく、御元服の事、何事有らんや。但し院崩いんおこじ給うの間、如何。前例を尋ねられ行なわが宜しかるべきか。但し密々に行なわる、又何事有らん。御元服有らば、御即位の威儀役いぎやくを奉仕せられ、其の事に依り叙位品じょいひんを奏せらる事、便宜有るか、てへり。余云わく、院崩いんおこじ給うの間、御四十九日ごしじゅうくにちの内有るべからざるなり。御忌を過ぐるの後、密々に行なわる、事の難無かるべきか。重喪じゅうさうの人の、元服の例無きに非ず葬送の日の元服、其の例多しと云々。何ぞ況んや実を論ずるに服親にまします。但し冷泉院れいぜんいんの御戸に入り給う。仍りて従父兄弟と申すべし。其の服、七箇日しちかんじつか。事の忌、無かるべき者なり。抑も拾遺納言、親昵しんじつの人なり。又、左相府さそうらに洩れ申し、気色に随ともわらるべきの由、相示し畢んぬ。天下の巨細の雑事、只、左府の一言に在り。

〔現代語訳〕

一日、壬申。今日、わが小野宮第では秋季十斎講の、大般若経読経の発願日であった。今日の読経は盛筭と念賢が担当した。先月（六月）二十七日、（花山院判官代であった）平公誠が「故花山院の子息である清仁親王と昭登親王の御元服が、八月二十三日に行われることになりましたと、（花山院別当であった）私に伝えた。そこで私は公誠に、今は「天下大事」すなわち一条院崩御による服喪期間なので、元服の儀はひそやかに行うよう指示し、また、権中納言藤原行成の指示に従うように命じておいた。公誠は今日またやってきて、「当日参加する公卿への禄は、必ず準備しなければならぬでしょうか」と聞いた。私は、「加冠・理髮の役目をする人の分のほかは、納言二人分・参議二人分の禄ぐらいを準備しておけば問題はないだろう。そもそも当日の状況を見て対応すればよ

い」と命じた。殿上人の禄は用意しなくてよいことも同じく彼に指示しておいた。夜になって公誠がもう一度来て、「御元服の儀についての（実資の）御意見を権中納言行成に伝えました。すると行成は『御元服の儀を行う事に問題はないだろうか。但し一条院の喪中に行うのはどうなのだろうか。前例を調べてから行なうのがよいだろう。但しひそやかに行なえば何の問題もないと思う。元服されれば、三条天皇の即位式で威儀親王の役を奉仕でき、その役目を果たしたことによって叙品を奏上できるから都合がよいだろう』と言っていました。」と伝えた。私は「一条院が崩御してから四十九日の内には元服の儀を行わない方がよい。四十九日が過ぎた後、ひそやかに行えば何の難点もないだろう。親が亡くなつて服喪中の人が元服した例も無いわけではないし、葬送の日に元服する例も多いようだ。それなのに、実際には宮達の親ではない一条院が亡くなったからといって、彼らが元服してはいけないことはない。但し、宮は（祖父の）冷泉院の戸籍に入っているから（冷泉院の養子であるから）、崩御した一条院とは従父兄弟の關係だと言える。従兄弟が亡くなった場合の喪は七日だろうから、もうすでに彼らは喪中ではないのだ」と助言しておいた。そもそも権中納言行成は一条院と親戚關係にあり、昵懇にしていた人だ。また、左大臣藤原道長にこつそり報告して、彼の意向に随うのがよいとアドバイスした。天下の大小すべての事柄は左大臣道長の一言で決まるのだから。

【注釈】

(1) 十齋講

十齋日、即ち月の一・八・十四・十五・十八・二十三・二十四・二十八・二十九・三十日の一〇回にわたり、法会を催して齋戒を持す行事という。単に十齋とも。その本尊は十種十体の十齋仏である。実資が行った十齋講は以下の通り。

① 当日条

- ② 長和二年（一〇一三）七月一日、「当季」の十齋講発願。増運・念賢。
 - ③ 寛仁元年（一〇一七）七月一日、「当季」の十齋講発願。増運・念賢。
 - ④ 治安三年（一〇二三）七月一日、「当年」の十齋講始め。念賢・春豪。
- 閏九月二十九日、「当季」の十齋講結願。

(2) 大般若経

六〇〇巻。唐の玄奘が完訳。般若經典類を集大成したもので、一切経の中でも最も大部な經典。正しくは『大般若波羅蜜多経』という。平安時代には鎮護国家、除災招福の經典として盛んに読誦、書写された。天災・疾疫・兵変の度ごとに宮中・諸国・諸大寺・諸社・公家の第宅などにおいて南北顕密の僧侶・杜僧らによって『大般若経』の不断読経・一日書写・新写供養・転読などが行われた。

(3) 盛算（九六一〜一〇三一以前）

真言宗、東寺の僧。入唐後、清涼寺僧となる。長保元（九九九）七月、盛算法師、右府の二娘（延子）のことを実資に伝える。寛弘八年七月一日、実資の秋季十齋大般若読経に奉仕す。など、実資の諸仏事に招かれ修することがしばしば見られる。

(4) 念賢

実資の仏事に関連し、長和・寛仁・治安・万寿・長元と三〇年に及び、実資第の月末の例講・各季ごとの仏事・毎年二月十四日の実父齋敏の忌日などに奉仕した。

(5) 平公誠（生没年未詳）

元平の子で、従五位下周防守に至る。長徳三年（九九七）四月十八日、花山法王の供奉人（『小右記』）、長保四年（一〇〇二）八月一日、花山院使（『権記』）とみえ、寛弘二年（一〇〇五）正月六日、実資の許に花山院御給爵請文を持ち来り、同年二月四日、花山院、公誠をして実資に別当・判官代・院藏人・院昇殿の人事を行うよう仰せ、実資は

謹んで行うことを奏させるとともに、公誠に別当以下の人事のことを命じている（『小右記』）。この記事から、実資が花山院筆頭別当であったこと（実資は花山朝の蔵人頭）、公誠が実務担当判官代であったことがわかる。寛弘八年八月、花山院の宮達の御元服に奉仕し、九月、清仁親王の礼服を道長に請うている。本日条で公誠が実資に皇子元服の指示を求めているのはその関係による。行成は東宮時代の花山の御給で叙爵し、花山朝の侍従・殿上人であったから、実資と同様に花山院別当であり、その関係で花山皇子元服を取り仕切っているものと思われる。また、行成と花山院はいとこの関係にあたる。

(6) 花山天皇（九六八〜一〇〇八）

第六十五代天皇。在位九八四〜九八六。冷泉天皇の第一皇子。母は藤原伊尹の娘懐子。二歳で立太子、十七歳で即位したが、有力な後見はなく、藤原兼家一門の圧迫と陰謀によって、在位わずか二年足らずで、寛和二年（九八六）六月二十三日の丑刻、内裏を抜け出し、花山寺に於て出家、退位した。その後、書写山へ参詣、また叡山・熊野に長期間滞在修行し、正暦三年（九九二）ごろ帰京。東院に住み、以後は寛五年二月八日の崩御まで風流三昧の生活を送った。

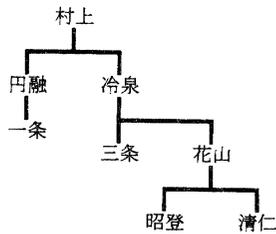
(7) 清仁親王（母は平祐之女）・昭登親王（母は平祐忠女）のこと。

(8) 六月二十二日に一条天皇が崩御したこと。

(9) 指帰
結論として従うべきこと。規範。ここでは指揮の意。

(10) 加冠

元服の儀式において冠をかぶらせる役。元服式に児童の髪を大人の形に整理する理髪、冠をかぶらせる加冠、それを整える能冠の三役中最重んじられた。童子の髪



（髪のをまとめて頭の上で束ねたもの）を冠の巾子に引き入れる役なので、古くは引入ともいった。天皇の元服は太政大臣が当たるのを例とし、その人を欠く時は親王・大臣中から任命された。皇太子の場合には傳・親王以下いずれも徳望ある人物が選ばれ、摂関家の子には時に天皇がこれに当たった例もある。実資が加冠役に選ばれたのは、花山院別当を勤めていたことによるだろう（註5参照）。

(11) 理髪

元服または裳着のとき、童髪から成人の髪に結うこと。男子は髻を作つて結髪とし、女子は末・額を加えて髪上とする。また、その役。

(12) 拾遺

侍従の唐名。

(13) 威儀親王

即位式や元日の朝賀に天皇出御の時、大極殿の高御座の左右に立ち並び、儀式の威容を整える親王をいう。院政期以後は参議を代わりとした。

(14) 人の死後四九日目にあたる日。中陰の満ちる最後の日。また、その日に行なう仏事。この法要は八月二日に行われた。

(15) 重服。親が亡くなった場合。

(16) 冷泉天皇（九五〇〜一〇一一）

第六十三代天皇。在位九六七〜九六九。名は憲平。村上天皇第二皇子。母は右大臣藤原師輔女安子。同母弟妹に円融天皇、為平親王、選子内親王などがいた。即位以前、皇太弟には兄の為平親王（左大臣源高明の婿）をさしおき、弟の守平親王（後の円融天皇）が立っていたが、このことがのち安和の変の引き金となった。

(17) 喪葬令服紀条、『西宮記』（臨時八、服）によれば、従父兄弟の場合の服喪期間は七日。一条天皇と両親王の関係については系図を参照。

(18) 親昵

親しみなじむこと。昵懇。親近。また、親しい間柄であること。

二日条 【平元】

〔読み下し〕

二日、癸酉。法興院⁽¹⁹⁾に参る⁽²⁰⁾八講⁽²¹⁾の終わり、入道殿⁽²²⁾の御忌日⁽²³⁾なり。皇太后宮大夫・弾正尹⁽²⁴⁾・右衛門督左近中将⁽²⁵⁾・三位中将参入す。行香了りて退出す。法興院に於いて頭弁⁽²⁶⁾云わく、相撲停止す、院崩じ給うに依る。例、御即位以前に相撲無し。左府云わく、已に兩事有り。重なるに依り仰せ行わるべきの由、てへり。仍りて院御事を以て仰せ下さるべし、てへり。頭弁、頗る猶予の氣有り。今日坎日⁽²⁷⁾に依り右⁽²⁸⁾府に申さずと云々。左府院の御穢⁽²⁹⁾に候わるの間⁽³⁰⁾、右府承り行うと云々。行幸延引、並びに御心喪⁽³¹⁾の間の事等の談有り。多事等記さず但し、此くの如きの事等、案内を知らず、てへり。子細指示し訖んぬ。

〔現代語訳〕

二日、癸酉。今日私は法興院に参った。今日は法華八講の最終日だ。これは故藤原兼家の御忌日の法要として催されたものである。公卿の参加者は、権中納言藤原行成・中納言藤原時光・参議藤原懷平・同源経房・非参議原教通だった。私は行香が終わって退出した。法興院で頭弁の源道方が私に「今年の相撲は停止になりました。一条院がお亡くなりになったからです。前例では新帝の即位式より以前に相撲は行われたことがあります。大臣道長は、『すでに相撲を停止するに足る事が二つも起こった。停止する理由が重なったのであるから、相撲を停止するよう関係所に命じるように』と言っていました。だから一条院が崩御なさった事を理由として今年相撲を停止するよう、近衛府に仰せ下してください」と語った。頭弁道方はまだまだ時間的に余裕があるという様子だった。今日は坎日で日が悪いので右大臣藤原頭光にはこの旨連絡しないとも言っていた道方は、道長は一条院

が崩御された時付き添っていたので穢にあつており、彼が政務に当たれない間、右大臣頭光が一上としての政務を代行するということ、三条天皇の新造内裏への行幸を延引すること、一条院の御心喪期間の事などについても話をした。多くはここに記さないが、道方はこれらの事について詳細を知らないと言うので、私は彼に細部にわたって具体的に指示した。

〔注釈〕

(19) 法興院

平安京外の東京極大路東、二条末北に一町を占めた寺院。もと盛明親王の第宅であったのを撰関藤原兼家を買得して新造し、東二条院と号した。正暦元年(九九〇)五月八日、兼家が関白太政大臣を辞して出家、同月十日には本邸を寺院とし、丈六金色毘盧舎那仏・釈迦如来・薬師如来等の多くの仏像を造らせて安置したのが法興院である。兼家は同年七月に没するが、翌八月にはその七七日(四十九日)の法要がここで行われた。寛弘八年十月には法華堂を残して焼亡した。

(20) 法華八講

法華経八巻を巻別に八座で講ずる。一日一座もあるが、多くは一日朝座、夕方二座で四日間で行う。八講は宮廷・私家・寺社において盛行。天皇・国母の忌日を中心に行い、国忌八講と呼んでよい公的八講のほか、私家により臨時・恒例ともに営まれた。

(21) 藤原兼家(九二九〜九九〇)

師輔の三男。同母兄に伊尹・兼通、妹に安子(村上天皇中宮)がいる。東三条殿、法興院摂政、大入道殿などと称される。子に道隆・道兼・道長・超子(冷泉天皇女御)・詮子(円融天皇皇后、東三条院)・道綱などがある。兄兼通の死を契機に天元元年(九七八)に右大臣となる。兼家は娘詮子の生んだ懷仁親王を一条天皇として即位させ、摂政とな

つて政権を握った。第宅は東三条第と二条京極第で、後者は兼家出家後の正暦元年（九九〇）仏寺として法興院となった。

(22) 忌日

死者を追悼供養すべく、死後七日目ごと四十九日に至る中陰の忌日、及び死者の毎月・毎年の命日に当たる忌日がある。ここでは毎年の命日の忌日。兼家の命日は七月二日であり、『御堂関白記』には六月末より初めて七月二日まで、法興院において法華八講を行っていることが見える（長保六年（一〇〇四）、寛弘元年（一〇〇四）〜四・六年、長和二年（一〇一三）・四・五年、寛仁元年（一〇一七）・二年など）。

(23) 坎日

陰陽道で凶日と指定され、外出その他の生活を慎むべき日とした。九坎ともいう。月ごとに十二支によって、正月―辰、二月―丑、三月―戌、四月―未、五月―卯、六月―子、七月―酉、八月―午、九月―寅、十月―亥、十一月―申、十二月―巳の日がそれぞれ坎日となった。本日は癸酉で七月の坎日にあたる。

(24) 穢

人間生活を不幸にすると信じられた一切の不浄をいう。死穢・産穢・月事穢・殺人穢・改葬穢・傷胎穢・失火穢・喫肉穢・食五辛穢・獣死穢等がある。『延喜臨時祭式』に「凡甲処有穢、乙入其処、謂著座、亦同、乙及同処人皆為穢、丙入乙処、只丙一身為穢、同処人不為穢、乙入丙処、人皆為穢、丁入丙処不為穢、其触死葬之人、雖非神事月、不得參著諸司并諸衛陣及侍從所等」と見える。つまり甲で発生した穢は、甲と同座した乙へ伝染し、更に乙に触れた丙へと三転していくが、次第に薄まっていき、丁になると消滅するというのである。

(25) 一条天皇崩御の穢。道長は一条の崩御の際、立ち会うべき人々を残して他は退出させているが、自身は立ち会っていたようである（『御堂白記』・『権記』六月二十二日条）。人死の穢であるから三十日間他

者に穢が伝染しないようにする。

(26) 心喪

喪服を着さない心だけの服喪をいうが、凶服の名称の一つとする。即ち、心喪服には青鈍色の袍を用いた例を多く見る。また飾太刀の飾りを除いたり、装束の一部を黒としたり、冠を無文、巻纒とすることが散見するのは他の凶服と同様である。心喪が終わると大祓を行うことが知られる。その期間は旬儀や豊明節会などを停める例もあった。

三日条 【平元】

【読み下し】

三日、甲戌。按察あせらの俸料ほうりょうの絹卅疋、今日人々に頒ち給う。

【現代語訳】

三日、甲戌。私に按察使の俸料として支給された絹三十疋を、今日人々（実資の家族や家司らであろう）に分け与えた。

【注釈】

(27) 按察使

実資は寛弘四年（一〇〇七）正月二十八日、大納言藤原道綱に代わり按察使（『公卿補任』。養老三年（七一九）設置の令外官。数か国の国守のうち一人を兼官させ、管国国司の政績を監督させた。当初、畿内・西海道を除く全国に設置されたが、平安時代に入ると陸奥出羽按察使のみが残る。職掌において、按察使は西の辺要大宰府に匹敵するようになったといつてよく、平安前期には任地にあった。のち、按察使は大納言・中納言・参議等の兼官となり、単に名目的存在となる。しかし本日条にあるとおり、俸料（公廩）の配分はあった。

(28) 俸料について

「俸料」は公廨俸料、厨家俸料、五節俸料に分類することができる。公廨俸料は国司の給与、厨家俸料・五節俸料はそれぞれ列見定考の饗において大臣以下太政官スタツプらに支給される禄を指す。この場合は公廨俸料に当たり、公廨配分規定「其按察使准当国守」（延喜主税式上）に対応。兼国は参議以下に限られ、中納言以上には行われぬのが普通。（渡邊誠「俸料官符考—平安中後期財政史研究の再検討に向けて—」『史学雑誌』一一四—一、一九九五年。）

六日条 【尻池】

〔読み下し〕

六日、丁丑。申剋許り院に参る。権僧正⁽²⁾に相逢う。清談の間、左大臣出で遇わる。立ち乍ら⁽³⁾良久しく院崩じ給うの間、並びに後々の雑事を談ぜらる。御穢に籠もり候うべきこと、諸人難有るか。然而れども彼の間心神不覚、後事を知らず、籠もり候う所なり。籠もらしめ候うの後、院の間の事を見る。若し候わざれば、極めて不便たるべかりけりと云々。又、素服⁽⁴⁾を給うべし。而るに彼是の人々云わく、来月十一日の行幸⁽⁵⁾、若し参入せざれば、便なかるべきか。彼の日、御四十九日の正日⁽⁶⁾なり。素服を釈き御すべからず。亦、今思ひ煩うに一定すること能わず、てへり。余答えて云わく、御穢に籠もり候い給う事、理然るべからず。其の故は、新帝未だ万機に臨まざるの間、巨細の事を執行せしむるに、傍らに其の人無し。而るに御忌穢に籠もり給うは如何。頗る甘心⁽⁷⁾の氣有り。素服を着さるは、案有るべきの事なり。素服を給わると称し、行幸に扈從せざるは、便無かるべきか。其の間の多事、偏に亦道理なり。又云わく、彼の行幸の日、騎馬し扈從すべからず。乗車し別道を取り参入すべし⁽⁸⁾。てへり。又云わく、素服を給わらずと雖も、猶お輕服⁽⁹⁾を着すべし。神事有るの時、吉服⁽¹⁰⁾を着すべし、と云々。又云わく、彼の十一日、院司等仏事を奉るべし。須べからく中⁽¹¹⁾宮奉仕せらるべし。

而るに彼の日行幸。入札の諸卿参入すべからず。五七日⁽¹²⁾は東⁽¹³⁾宮の御衰日⁽¹⁴⁾に当たる。（行わ）るべからずと云々。氣色を見せしむるの後、仏事を修せらるべきか。又、彼の十一日、中宮・東宮、東三条に渡御すべし。又、吉日無きによるなり。下官相府に申して云わく、院司の外、吉服を着すべし、てへり。但し、冠・表衣⁽¹⁵⁾の外、平絹⁽¹⁶⁾を着すべし。御四十九日の間、垂纒⁽¹⁷⁾にて院に参るは便無かるべきか。卷纒⁽¹⁸⁾にて参入するは如何。相府答えて云わく、然るべき事なり。就中、藏人頭を経るの人達、其の心有るべきか。又、自余の人達、綾⁽¹⁹⁾の下襲⁽²⁰⁾を着す、又何の難有らんや。明日・明後日、慎しむ所有りて、御葬送の日に参るべからざるの由、拾遺納言に示す。披露せしめんが為なり。今日参入の事、中宮⁽²¹⁾に申すべきの由、經通朝臣⁽²²⁾に含め了んぬ（宮の亮なり）。昏黒退出す。

〔現代語訳〕

六日、丁巳。午後四時頃、私は一条院に参った。権僧正慶円と出会ったので、よもやま話をしていたところ、左大臣藤原道長がその場に出て来られた。道長は、穢のため立ったまま暫くの間、一条院が崩御された時のことや今後行わなければならない様々な事柄について私たちに話した。道長が、「私が一条院崩御による穢に籠もることになっていることについて、人々は非難しているだろうか。しかし、一条院が崩御されたとき、氣が動転して後のことも考えずに、籠もってしまったのだ。私が一条院に籠もって以来、ずっと私が（葬送など）院の事を指図している。もし私がいなかったら何もうまくできなかっただろう」と言った。また、道長が「私は院の喪に当たり素服を給わっている。それなのにあれこれの人は『来月十一日の行幸に、あなたが喪中だからといって参入しないのはよくないではないか』というし、また『行幸の日は一条院の四十九日にあたるから、素服を解いてはいけない』ともいう。また素服を解いて行

幸に参入すべきか、素服を解かず忌穢に籠もりつづけるか、まだ迷っているのか、決断できないでいる」と語った。私が、「あなたが一条院崩御による穢に籠もるのは、道理に反している。なぜなら、新帝三条天皇がまだ政務につかない間は、大小様々な政務の決裁にあたって、天皇の傍らで補佐する人がいないことになってしまふ。したがってあなたが忌穢に籠もるのは、いかがなものか」と答えると、道長はたいそう私の意見に感服した様子であった。道長が素服を着ているのは、意図あつてのことであろう。素服を給わつて喪に服しているからという理由で、十一日の行幸に扈従しないのは問題である。談話中、多くの意見を述べたが、すべて道理にもとづくものである。また道長は、「十一日の行幸の日に騎馬で扈従するつもりはない。乗車して行幸行列とは別の道を通つて参入するつもりだ」といった。また、道長は、「素服を給わつていない者でもやはり軽服を着るべきだ。神事があるときは、吉服を着せよ」と言った。また、「行幸のある十一日には、一条院の院司たちは仏事を奉仕することになつてゐる。当然、中宮彰子も仏事に奉仕されるはずである。しかしながらその日は行幸である。仏事に参入した諸卿は行幸には参入できない。また五七日（三十五日）は東宮敦成親王の御衰日にあたるので仏事を行わないほうがよい」とも言った。（陰陽師などに）どんな具合か判断させてから仏事をするのがいいのではないかと私は思った。また、十一日は中宮彰子と東宮敦成親王が東三条殿へお渡りになる日である。それは他に吉日がないからだ。私は道長に、「院司以外の人は吉服を着るのがよいでしょう。ただし、その際、冠と表衣以外の装束は、平絹を用いたものを着るのがよいでしょう。四十九日の間は、垂纒で参院するのはふさわしくないのではないのでしょうか。巻纒で参入することにしてはどうでしょうか」と言った。すると道長は、「それがいいであろう。とりわけ一条天皇在位中に蔵人頭を経験した人々はそのような心がけをするのがよいであろう。また、その他の人々は、綾の下襲を着て何の問題が

あるのか」と答えた。明日・明後日、私は慎しむ所があるので、一条院の御葬送には参入できないことを権中納言藤原行成に伝えた。参入できない理由を諸卿に伝えて貰うためである。今日一条院に参入したことを中宮に申し上げるよう、私は藤原経通に言い含めた。経通は中宮亮であるからだ。昏黒になつて私は一条院を退出した。

〔注釈〕

(29) 慶円

天台僧。父については諸説あるが、父が藤原伊文なら実資と叔父・甥の関係、父が道明なら実資の大叔父。二人の親密な関係は『小右記』の記事からうかがえ、実資は慶円を「堪能人也、論道理傍無人耳」と評している。長徳元年（九九五）権律師、長保二年（一〇〇〇）権少僧都、同四年大僧都、寛弘八年（一〇一一）には権僧正となり、一条天皇の出家に際し戒師を務め、臨終に際しては加持により、一旦天皇を蘇生させたという。一方、左大臣藤原道長は「為吾大不遜者也、如讎敵」と述べており、この背景には、長和元年（一〇二二）、道長が騎馬のまま山王社前を通過したことに端を発する確執があつた。



(30) 一条院崩御の穢を実資に伝染させないため、立つたまま談議を行った。

(31) 素服

親者・天皇・主人などが死去した時、哀悼の心を表すために喪の期間中着る粗末な装束。素服とも、凶服ともいう。色は白・椀（黒）・鈍色（ねずみ色）・青鈍（青みがかつたねずみ色）などがあり、普通、死者

との関係が近いほど濃い黒を着る。

平安中期の服喪服の冠と袍

○最も重いもの

重服冠・鈍色袍

○中程度のもの

無文冠・無文袍

○最も軽いもの（心喪装束）

綾冠・綾袍

平安中期の下襲の色

重 ↓ 軽

青鈍色 ↓ 青朽葉色 ↓ 黄朽葉色

公の素服は許された者のみが着用する。素服を着けるということは亡き人の喪に服すということであり、穢れの身となる。そのため晴れの行事には出られないことになってしまう。一条天皇が亡くなった時の藤原道長のように、新帝に関わる者はたとえ身近な者であっても素服を着けないということもあつた。

(32) 八月十一日の行幸

三条天皇の東三条殿から新造内裏への行幸。寛弘八年六月十三日一条天皇讓位、三条天皇即位により、三条天皇は東三条殿へ行幸（『御堂関白記』）している。新造内裏への行幸の日程は、道長が「八月十一日に行幸するのがよいと陰陽師が申している」と三条天皇に奏上し、七月三日の段階で決まっていた（『御堂関白記』）。

(33) 正日

正忌日の略。仏語。人の死後、喪にはいつて、四九日目の日。

(34) 甘心

同意すること。心で納得すること。ある程度で満足すること。

(35) 当日、道長は騎馬せず乗車して参入している。また、天皇は東三条第より二条大路・大宮大路・待賢門・建礼門を経て入御したが、道長は「他道」をとり陽明門から参入した（『御堂関白記』・『小右記』・『権記』八月十一日条）。

(36) 軽服

軽い喪に服する時に着用する喪服。

(37) 吉服

冠婚など、吉事の時に着る礼服。また、それを着ること。きちふく。

(38) 五七日

人の死後七日を五度重ねた日。すなわち三五日目。この日に仏事供養を行なう。五七。

(39) 衰日

陰陽道という悪日の一つ。その人の生年の十二支によって一定している生年衰日と年齢によって変わる行年衰日がある。土田直鎮「衰日管見」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年）によれば、諸記録において、生年衰日は見出し得ず、すべて行年衰日と認められ、平安時代に専ら行われたのは行年衰日であり、行年衰日とは個人の年齢によって年ごとに決まる陰陽道で扱う多種多様な日の吉凶の一つであり、諸事慎むべき日で坎日・凶会日・重復日などと類似するものであつた。敦成親王は寛弘五（一〇〇八）年生まれ、寛弘八年では四歳であり、辰・戌の日が衰日となる（土田前掲論文）。一条上皇の五七日は七月二十七日の戌の日であり、敦成親王の衰日と一条天皇の五七日の日が重なっている。

(40) 表衣 ↓ 袍

公家や僧侶の装束の表衣（うえのきぬ）。束帯や衣冠に用いる位階相当の色による位袍と位色によらない雑袍とがあり、束帯の位袍には、文官の有欄縫腋（ほうえき）と武官の無欄縫腋（けつてき）の二種がある。

(41) 平絹

経・緯糸とも生糸（蚕の繭から採ったままの糸で、練りなどの加工を施していない生のままの糸）を用いて平織に織り出した生絹を、藁灰などを使って煮沸し、繊維中の膠質や雑物を取り除いた（この工程を

練りという）織物をいう。このままで用いることもあれば、単色に染めたり二次加工（絞染など）の下地裂として使用される場合もある。装束では、袷の場合あまり目立たない裏裂に用いられることが多い。心喪装束としても使用されることもある（『小右記』長和四年（一一〇一））

(42) 垂纒

纒を後方にたらしたままの冠。天皇の立纒、武官の巻纒に対していう。

(43) 巻纒

冠の纒の端が内側になるように輪のように巻き、細い夾木ではさみ、纒が垂れないようにしておくのをいう。武官は常に纒を巻いて更に冠の左右に綾をつける。巻纒だけで綾を着けないのは喪中の姿で、凶服の巻纒は無紋で夾木を墨でぬる。心喪の人は巻纒にするかどうか必ずしも一定ではなかった。また纒の巻き方など時代による変遷もあり、特例のものもあり、見識の相違もあつたらしいことが知られる。

(44) 綾

平織・縞子織・搦織とともに織物四原組織の一。地と文様を異組織に織り出した織物。

(45) 下襲

束帯や布袴の袍の下に重ねる內衣。襟は垂頸。下襲は淳和朝ごろより背（後ろ身ごろ）の裾が、漸次延長して袍の下から長く引くようになり、これを裾または尻と称した。

(46) 中宮（藤原彰子）の御在所は一条院東北対。寛弘七年（一一〇一）

十一月二十八日に一条天皇とともに枇杷殿から新造一条院に遷御、彰子は東北対を御在所とし、翌年六月の一条院崩御後は、十月十六日に一条院より枇杷殿へ遷御することが『御堂関白記』に見える。

(47) 藤原経通（九八二〜一〇五一）

権中納言懐平男。母は中納言源保光女。同母弟に資平がいる。永祚二

年（九九〇）叙爵。左少将、藏人、左右中弁、中宮（藤原彰子）権亮、播磨権守、春宮（敦成親王、のちの後一条天皇）亮などを歴任。長和五年（一一〇一）藏人頭、寛仁二年（一一〇九）参議となる。

七日条 【尻池】

【読み下し】

七日、戊寅。大外記敦頼朝臣^{（官名）}来たりて雑事を談ず。

右府示し送られて云わく、今日定め申すべき事有り。必ず参会すべし、てへり。今明堅固の物忌の由を申す。計りみるに御心喪等の間の事か申剋許り、召使、定有るべきの由を告ぐ。所労有るの由を答う。内より右衛門督示し送りて云わく、御心喪の定有るべし。前例は如何。定め申すべきの趣き密々に示し送るべし、てへり。

【現代語訳】

七日、戊寅。大外記菅野敦頼が私邸に来て、（太政官関係の）種々の事柄について話を交わした。敦頼は、右大臣藤原顕光の「今日、陣定で審議しなければならぬことがあるから、必ずために参会するように」との要請を私に伝えた。私は、今日・明日は堅固の物忌であるから陣定には出席できないと、敦頼に答えた。おそらく御心喪等について議定するのである。午後四時頃、召使が来て「陣定があります」と告げた。私は体調が悪いので参加できないと答えた。すると、内裏（一条院）から兄の参議藤原懐平が、「これから御心喪について陣定があるのだが、前例はどうなっているか、どのように主張すべきかその要点をこっそり私に書き送ってほしい」と連絡してきた。

【注釈】

(48) 菅野敦頼（生没年未詳）

内膳典膳、筑後守、大外記、大膳大夫、淡路守を歴任。実資の家人として、大外記在任中は叙位の清書を密見させ、除目を注送するなどして実資の信頼を集め、「親昵家人」と呼ばれるほどであった。実資もこのような教頼に対して給官を藤原道長に請い、また万寿二年(一〇二五)には淡路守赴任に際して馬を与えたりしている。

八日条 【安部】

〔読み下し〕

八日、己卯。昨日の案内、教頼朝臣に問い遣わす。其の返状に云わく、昨日の定め事、参らるる卿相、右内府・右衛門督・左兵衛督(藤原季成)なり。其の外悉く故障を申さる。右府、教頼を以て案内を左府に申さる。朱雀院の御時、御心喪三月、廢朝(はいちちよう)。四日、陽成院・花山(はなやま)の時、廢朝五日なり。日数同じからず。諸道(しよたう)に仰せて勤申(しん)せしむべきか、てへり。御返事に云わく、五日、是定例なり。四日に至りては、若しくは日次(ひなみ)宜しからず行わるか、然るごとき(ごと)の事宜しかるべきの様申し行わるべし。程遠く重ねて仰せらるべからず、てへり。今日遺詔を送らるの次いで、召し仰せらるべきか、てへり。午の剋許り教頼朝臣注し送りて(云わく)、内蔵の(頭)へ公信(こうしん)か参らる。申せられて云わく、敦康親王(あつこう)奏せしめて云わく、院の遺詔、举哀(すゑあは)・素服・葬官を停め、国忌・山陵(さんりやう)を置くべからざるの由、宜しく奏せしむべし、てへり。右府、右杖(みぎづゑ)にいて蔵人景理朝臣(かげり)を以て奏せらるること已に了んぬ。仰せて云わく、典法(てんぽう)有り。須べからく先例に任せて之を行行(い)べし。然れども遺詔に依り哀御を停止するの由、宜しく相触るべし、てへり。又、今日従り五箇日廢朝すべきの由、宣旨を下さること已に了んぬ。状に注すること此のごとし、てへり。昨日の諸卿の定め、太だ不当なり。其の定めに依り行わる所か。陽成院・華山院の例等、受禪(じゆぜん)せざるに依り、只、五箇日の廢朝有るか。花山院崩じ給うの時、口礼薄めらるの由、諸人申す所なり。口口の儀無しと雖も讓国(じやうこく)と申すべき者なり。而るに亦、五箇日の廢朝有り、御心喪

の礼無し。陽成院の例に至りては、讓位の事に非ざるに依り、只、廢朝有るのみ。当時の礼、陽成院に似ず。禪位(ぜんゐ)の跡を尋ぬるに、心喪の限り有るべし。御本服(みほんふく)七日、此の間御心喪有るべきか(か)。諸卿の詮議(せんぎ)、愚心甘からず。後代の賢哲(けんてつ)必ず定める所有るか。

今日、院の御葬送なり。慎む所有りて参入せず。昨日、障りの由を頭弁の許に示し送る。資平(すけひら)、迎火(むかひ)役を勤めんが為、酉の剋許り参入す。明日案内を聞くべし。

〔現代語訳〕

八日、己卯。昨日の陣定の内容について尋ねるため、大外記菅野教頼に使用を出した。教頼からの返状には、「昨日の定めに参加した公卿は、右大臣頭光、内大臣公季、参議懷平、同藤原実成で、その他の者はことごとく差し障りを申して欠席でした。右大臣は私(教頼)に、一条院の喪に籠もっている左大臣道長のもとに『朱雀院の崩御の際は御心喪三カ月、廢朝四日でした。陽成院・花山院の時は廢朝五日でした。廢朝の日数が違います。諸道に命じて御心喪・廢朝の日数を勤申させましょうか』と尋ねに行かせました。左大臣道長の御返事は、『廢朝は五日が定例である。四日の例があるのは、もしかすると日次が悪いため縮めた結果、四日になったのではないのか。そのようなことは、陣定で適宜定めて処理してくれるように。服喪中の一条院は遠いから頭光殿もこのことで私に問い合わせる必要はない』というものでした。今日、道長が一条院の遺詔を内裏に送られる際に、詳細について私(教頼)に命じられるのではないかと思ひます」とあった。正午頃、再び教頼が内裏の様子を伝えてきた。書状には「一条院別当の内蔵頭藤原公信が来て、敦康親王が、『一条院の遺詔は举哀・素服を止め、国忌・山陵を置かないようにという趣旨だから、このことをきちんと奏上するように』と申し入れて来ました。右大臣頭光は敦康親王の奏を右近陣座で蔵人大江景理に奏上させました。三条天皇は『天皇葬送儀礼には規範がある。先例に依拠して

行いなさい。しかし、一条院の遺詔により哀御を止めることについてはしっかり周知させなさい』と仰せになりました。また、今日から五日間、廃朝するようにという宣旨が出されました」などのことが書かれてあった。昨日の諸卿による定めは非常に不当である。本当にその定めによって御心喪や廃朝が行われるのだろうか。

陽成院や花山院の例などは、受禪しなかったからただ五日間だけの廃朝になつたのではなかったか。花山院が崩御した時は、あえて薄礼にしたのだと人々は言っている。花山院の例は□□の儀はなかったとはいえ讓国（＝受禪）というべきである。にもかかわらず五日間の廃朝だけで、御心喪の礼が無かつたのはおかしなことだ。陽成院の例に至っては、讓位ではなかつたからただ廃朝だけであつたのは当然だ。今回の一条院崩御にあつたのは陽成院のときの礼とはまったく違う。讓位の前例にしたがえば、心喪の期限を定める必要がある。御本服の期間は七日なのだから、この間は御心喪とするべきではないか。さきの諸卿たちの詮議について私は納得できない。後の時代の賢人は私の意見が正しいと判定してくれるはずだ。

今日は一条院の御葬送であつた。私は物忌により慎むところがあつて御葬送に参入しなかつた。昨日その障りの理由を頭弁道方に連絡した養子の藤原資平は、御葬送で迎え火役を勤めるため、午後六時頃、一条院に参入した。明日、資平に御葬送の詳しい様子を聞くことにしよう。

【注釈】

(49) 朱雀天皇（九二二～五二）

第六十一代天皇。在位九三〇～四六年。名は寛明。醍醐天皇の第十一皇子。母は藤原基経女の穩子。村上天皇の同母兄。後宮には、女御・子女王（保明親王女、昌子内親王の母）、同藤原慶子（藤原実頼女）がいた。延長元年（九二二）、藤原忠平の東五条第において誕生。同三年十月二十一日、三歳にして東宮となるが、その背景には、延長元年に皇太子保明が、更に

同三年には皇太孫慶頼王（保明親王皇子）が相續いで薨去するということがあつた。彼らの死は、菅原道真の怨霊によるものとされ、寛明は幼年時代より母後の庇護のもとで育てられ、このため穩子は大きな政治的発言力を持つに至つた。延長八年十一月、醍醐天皇の讓位に伴い、大極殿において即位。時に八歳。摂政には醍醐天皇の遺詔により、藤原忠平が就任し、摂関政治確立に大きな地歩を築いた。

(50) 廃朝

天皇が朝廷における政務に参与せず、所司による政事が行われること。令制における廃朝期間は長くて三日であつたが、平安時代に入ると五日に及ぶこともあつた。廃朝期間は天皇は清涼殿の御簾を下ろし、樂奏・警蹕などは行われなかつた。

(51) 陽成天皇（八六八～九四九）

第五十七代天皇。在位八七六～八四年。名は貞明。清和天皇第一皇子。母は皇太后藤原高子。貞観十年（八六八）、染殿において誕生。翌年二月立太子。同十八年十一月受禪。翌元慶八年、十七歳にして時康親王（当時五十五歳、のちの光孝天皇）に讓位。元来天皇には奇矯なふるまいが多く、「悪君之極」（『略記』寛平元年八月十日条）、「物狂帝」（『皇年代略記』）などと評された。同二十九年、冷泉院において崩御。崩に際する廃朝は五日間（『日本紀略』）。

(52) 花山天皇については註6参照。崩御に際する廃朝は五日間（『北山抄』）。

(53) 諸道

紀伝・明経・明法・陰陽・曆・天文・宿曜・医など。

(54) 勘申

平安以降、朝廷で儀式などに必要な先例や典故を調べたり、行事の日時などを占い定めたりして報告すること。勘進（かんしん）。

(55) 藤原公信（九七七～一〇二六）

太政大臣為光の六男。母は太政大臣伊尹の二女。室に参議藤原正光女光子があり、公信との間に左京大夫実康を儲ける。光子は左大臣藤原道長女の彰子・妍子に女房として仕え、また歌人として秀で土御門御匣殿と号した。長徳元年（九九五）叙爵。侍従、右兵衛佐、少納言、右少将、美作権守、内蔵頭等を歴任し、寛弘六年（一〇〇九）藏人頭、長和二年（一〇一三）参議となり、従二位権中納言に至る。議政官として敦成・敦良親王（のちの後一条・後朱雀天皇）の春宮権大夫、右兵衛督、檢非違使別当等を兼帯。室光子の卒去後二か月を経た万寿三年五月に至り薨去。公信は異母兄齊信に比べ官僚的資質に乏しく、寛仁元年（一〇一七）の除目の際、勘解由勘文を読みあぐね、満座の失笑を買うなどのことがあった。一条院の院司。

(56) 敦康親王（九九九〜一〇一八）

一条天皇第一皇子。母は皇后藤原定子（関白道隆女）。長保元年（九九九）、前但馬守平生昌の三条第において誕生。翌二年二月牛車の宣旨を賜り、同年四月親王となるが、十二月、母定子が薨去したため、叔母御匣殿（道隆の四女）が後見することとなった。しかし彼女も二年後に死去して、中宮藤原彰子が後見することとなり、事実上藤原道長の庇護下に入ることとなった。これはまだ外孫のない道長の九条流安泰の措置であったと考えられる。但し、寛弘五年（一〇〇八）道長の外孫敦成親王（のちの後一条天皇）が誕生するや、敦康は据え置かれる形となった。この間の経緯については、讓位を控えた一条天皇が、東宮問題について藤原行成に諮問した際、行成は清和天皇と惟喬親王の例を引き、天皇の敦康立太子を思いとどまらせたことを述べる『権記』同八年五月二十七日条に端的に示されている。同七年七月元服。三品に叙され、大宰帥に任ぜられる。

(57) 挙哀

死者を悼み、柩の前で涕泣の声をあげる儀礼。中国から伝わったもの。発哀、奉哀、哀哭、発哭、哭、慟哭とも記し、「みねたてまつる」と訓む。

(58) 山陵

天皇ないし皇后の墓所をいう。山陵ともいい、古くは大規模な墳塚を築造したが、平安時代に入ると火葬が行われ且つ薄葬を旨とするようになった。(59) 右杖
右近陣。平安宮内裏の紫宸殿の南庭西側の月華門は、右近衛府が警備したことから、右近陣または右杖と呼ばれた。それに伴って月華門北側の校書殿の東庇の南部に右近陣座があった。右近陣に対応する左近陣は南庭東側の日華門である。

(60) 大江景理（九六三〜？）

衛門府官人。藏人を兼ねる。通理男。妻は、もと源雅信家女房の大輔命婦。紀伊守、内蔵権守、備前守等を歴任。永延元年（九八七）には藤原兼家の春日詣試染の際、舞人を奉仕している。

(61) 受禪

天皇が在位中に皇嗣に皇位を讓ることを讓国（または讓位）といい、皇嗣がこれを受けることを受禪という。禪は讓の意である。平安時代には桓武天皇より安徳天皇までの三十二代中、受禪の天皇は二十三代に上り、前天皇崩御後即位の例よりはるかに多数になった。ただこの時の讓位は、本来天皇自身の意志によるべきところを、あるいは上皇・母后の意志により、または外戚・権臣の策謀で行われたことがあった。

(62) 讓国

天皇が位を讓ること。みくにゆずり。讓位。

(63) 禪位

天子が位をゆずること。讓位。

(64) 本服

本来の服喪の期間。三条天皇と一条天皇は従兄弟にあたるので、本服の期間は七日（註17参照）。

(65) 心喪の有無と期間

朱雀・宇多は讓位の儀を經ており本服期間中は御心喪とし、花山は在位中に讓位の儀を行わず出家、陽成は退位させられたため讓位の儀はなかつたため、兩院は御心喪を行わなかつた、という先例と照らし合わせ実資は、一条が讓位の儀を經ているのであるから御心喪を行うべきと考えている。また、本来、三条天皇は本服の七日間喪に服することになるが、天皇は三日以上喪服を着することができないことから、本服の期間中、心喪装束を身につけることになる。よつて、心喪期間中は本服期間から決定されるはずである。だから、一条院の場合、三条天皇は本服期間である七日間、御心喪装束を着することが適当であり、先例や本服期間の決定方法に基づいていない今回の決定を批判している。

〔66〕詮議

評議して物事を明らかにすること。また、その評議。また、物事をよく調べること。ここでは昨日の陣定の内容。

〔67〕賢哲

賢人と哲人。賢くて、物事の道理に通じていること。また、そのさま。または、そのような人。

〔68〕迎火

貴人の葬礼のおり、棺を墓所まで先導するために照らす火。また、その役目の人。

九日条 【安部】

〔読み下し〕

九日、庚辰。巳の剋許り資平、院の御葬送所自り来たりて云わく、只今事了んぬ。昨日亥の四点出御す（御輿^①）。香輿^②・火輿^③、御輿の前後に在り。御葬送所（巖陰^④）、長坂東^⑤と云々。左大臣、右大臣、内大臣、大納言齊信^⑥、中納言俊賢^⑦・頼通^⑧・隆家^⑨・行成^⑩、参議兼隆^⑪・正光^⑫・経房^⑬・実成^⑭・頼定^⑮、御供に候う。俊賢^⑯・行成^⑰・兼隆^⑱・正光^⑲、素服を給う。

中納言忠輔^①、院に候う（留守なり）。大納言道綱^②・参議懷平、左府の命に依り大内に候う。御骸骨、参議正光^③（参議此の役に奉仕す、往古聞かず）頭に懸け奉る。前大僧都院源相副^④。金輪寺^⑤に置き奉るべし。而るに日次宜しからざるに依り、暫く禅林寺^⑥の辺りの寺に安置す、と云々。右少将雅通^⑦を以て内従り御弔い有り、と云々。後に聞くに、中納言時光、院に参り御供に候うに、行步耐え難く、途中自り退帰す、と云々。或いは云わく、御骨円成寺^⑧に安置し、来月二日、金輪寺^⑨に埋め奉るべし、と云々。此の間、大藏卿正光^⑩・藏人式部丞成順^⑪・右衛門尉頼国^⑫祇候す。

〔現代語訳〕

九日、庚辰。午前十時ごろ、資平が一条院の御葬送所から我が家に来て、「ただいま院の御葬送が終わりました。昨日の午後十時半頃に、院の亡骸は一条院から出御しました。御輿で出御し、香輿と火輿が御輿の前後に配置されています。御葬送所は巖陰、長坂東だそうです。左大臣道長、右大臣頭光、内大臣公季、権大納言藤原齊信、権中納言源俊賢・同藤原頼通・中納言藤原隆家・権中納言藤原行成、参議藤原兼隆・正光・経房・実成・源頼定が御葬送所まで御供しました。俊賢・行成・兼隆・正光は素服を給わり、喪中の服装をしていました。中納言忠輔が留守として一条院に残りました。大納言道綱と参議懷平は左大臣道長の命により、三条天皇のいる内裏に祇候していました。一条院の御骸骨は参議正光が頭に懸け奉つて移動しました。（私が思うに参議がこの役目をすると、昔から今まで聞いたことがないのだが。）これに前大僧都の院源が付き添っていました。お骨を金輪寺に安置しようとしたのですが、日次がよくなかったので暫くの間禅林寺の寺に安置したらしいです。右少将源雅通を使いとして内裏（三条天皇より御弔いがありました）」と報告してくれました。後で聞いたところによれば、中納言時光も参院して御葬送所までの御供に加わっていたが、長距離の歩行に耐えられず、途中で退帰したらしい。また別

の人によれば、「お骨は円成寺に安置し、来月二日に金輪寺辺りの寺に埋葬することになった」とのことだ。埋葬までの間、院の亡骸の側に参議正光、藏人式部丞の高階成順、右衛門尉の源頼国が祇候することである。

〔注釈〕

(69) 御輿

祭礼のときなど、神体または御霊代（みたましろ）が乗るとされる輿。形は四角形・六角形・八角形などで、屋根の中央に鳳凰（ほうおう）などを飾り、台に二本の棒を貫いて、これを大勢でかつぐ。

(70) 香輿

葬式の時、棺の前方を、香爐を容れ香を焚いて先行する輿。

(71) 輿

灯明をつけた輿。古代、葬送のとき、棺の前後につき従っていったもの。

(72) 巖陰

平安中期に見える地名。山城国愛宕郡のうち、鹿苑寺（金闍）の北、左大文字山の山陰になることから名付けられたものであろう。ここは一条・三条両天皇の火葬地で、近くに両天皇の火葬塚がある。

(73) 『御堂関白記』六月二十八日条に「金輪寺御陵所」について、「是故殿大北方墓所傍也」とあるので、寛弘八年（一〇一一）段階で兼家と時姫の墓所がある木幡周辺（『文献から見た浄明寺』、『木幡浄明寺跡発掘調査報告書』一九九二年）に存在したと思われる。

(74) 禅林寺

山城国愛宕郡、現在の京都市左京区東山山麓にある浄土宗西山派の総本山。永観堂の名で親しまれている。創建は仁寿三年（八五三）空海の弟子真紹が藤原関雄の宅を買得して真言密教の道場とし、昆廬遮那仏及び四方仏像を安置したことに始まる。貞観五年（八六三）奏請して定額寺となり、寺号を禅林寺とした。正暦四年（九九三）の火災で

堂宇を消失したが、深覚によって再興、弟子の深観から東大寺三論宗の永観に伝えられる。永観は入寺して、寺内に東南院を建てて阿弥陀如来像を安置し、浄土行を修した。

(75) 源雅通（？〜一〇一七）

宇多源氏。左大臣雅信孫。権左少弁時通男。永延元年（九八七）父の死にあり、祖父雅信の養子となる。更に祖父の亡き後は、雅信室藤原穆子の庇護を受けた（『栄花』一一二）。また時の為政者藤原道長は雅信女倫子と婚していた関係から、叔父に当たることになり、道長・倫子の眷顧にも浴した。長徳四年（九九八）右近衛権将監に任ぜられてより、右近衛権中将、五位藏人、敦成親王（のちの後一条天皇）家別当、木工頭、冷泉院御殿別当、丹波守、中宮（藤原妍子）亮等を歴任。寛仁元年七月十日に至り、時疫のため卒去。時に従四位下右近衛中将であった。

(76) 円成寺

洛東、東山の椿ヶ峰の西麓にあった寺。初め右大臣藤原氏宗の山荘。氏宗はこの山荘で薨じ、その妻藤原淑子の所有に帰した。淑子の養子となっていた源定省（のちの宇多天皇）は、この山荘で育った。仁和四年（八八八）淑子はこの山荘を捨てて仏寺となし、これを円成寺と号した。

十日条 【山本】

〔読み下し〕

十日、辛巳。晩頭、院に参る。皇太后宮大夫（藤原公任）（藤原）参会して云わく、左府の御宿所（藤原）に詣で談ずる所、命ぜられて云わく、兩人御葬送に候わず。然るべからず、と云々。就中、大将必ず候うべきなり、頗る不快の気色有り、と云々。指したる職掌無きの人、故障有らば、これを如何せん。（藤原）謹責無かるべきか。源宰相云わく、院源帰参す、仍りて御骸骨所に候うべきの由、大僧都明救（藤原）の所に仰せ遣わすと云々。或る人云わく、明救、阿弥陀（藤原）護摩（藤原）を行わると云々。黄昏退出す。入夜、景齊朝臣来たりて云わく、御骨に副う権僧正慶円、

参入すべきの定め有り。而るに行歩耐え難きの由を申し参らず、と云々。初めの定めの日、内蔵頭公信、御骨を齎し候うべし、而るに衰日さいじつに依り役やくに従わず、と云々。是或るひと申す所なり。

〔現代語訳〕

十日、辛巳。夕方、私は一条院に参つた。一条院で権大納言公任と一緒に参つた。公任は「左大臣道長の御宿所にうかがつて左大臣と話をしたところ、左大臣は『実資と公任の二人は御葬送に参列しなかつたが、それはいけない。とりわけ実資は右大将なのだから絶対に参列すべきだつた。』と言つた。左大臣は大変不快そうな様子だつた」と私に話した。私は、御葬送の日に特に役目の無い私のような人は、差し障りがあれば欠席してもかまわないだろうに、と思つた。譴責されることはないのではないか。同座していた参議源頼定は、「院源が円成寺より帰つてきたので左大臣は、院源に代わつて一条院の御骸骨に祇候するよう大僧都明救の所に使を出して命じたようだ」と語つた。また同じく同座していた別人は「明救は一条院のために阿弥陀護摩を行うらしい」と言つた。夕暮れに私は一条院を退出した。夜になつて藤原景齊が我が家に来て、「一条院の御骨に付き添うために参入するよう定められていた権僧正慶円が、老齢のため御遺骸所まで歩行することができな」と言つて参上しませんでした。」と語つた。また、初めの定めの日には内蔵頭藤原公信が一条院の御骨を御葬送所まで首に懸けて行くことに決まっていました。が、公信は当日になつて急に衰日だと言つてこの役を勤めなかつたとのこと。これは別の人が語つていたことである。

〔注釈〕

(77) 一条院東北対。

(78) 藤原実資と藤原公任。実資は七日条に「今明堅固物忌」とあり、源道方にその旨連絡して葬送は欠席した。

(79) 明救（九四六〜一〇二〇）

天台宗の僧。醍醐天皇の孫有明親王の子。幼くして延暦寺に入り、平等房延昌の弟子となる。長徳四年（九九八）頃より各方面から要請を受けて頻繁に修善・祈祷を行つており、殊に同年藤原道長の病に修善を行つたのを初見として長保四年（一〇〇二）道長室倫子の仁和寺大般若経供養奉仕、寛弘五年（一〇〇八）の中宮彰子御産をめぐる祈祷、長和二年（一〇一三）の道長の法性寺五壇修法奉仕など、道長一族に関するものが多く、関係の深さがうかがわれる。このほか、しばしば見えている三条天皇病悩平癒の祈祷をはじめ、宮中関係の祈祷にも多く招請されている。

(80) 阿弥陀護摩

密教で、阿弥陀如来を本尊として息災・延命などを祈るために修する護摩。
(81) 公信九十七年生まれで（註55）、寛弘八年（一〇一一）には三五才であることになる。↓辰・亥が（行年）衰日（註39）。

(82) 御骨を首に懸けて円成寺に移動すること。八日（卯）に長坂野で火葬、九日（辰：公信衰日）午前には御骨を参議正光が首に懸けて円成寺に移動。

十一日条① 【山本】

〔読み下し〕

十一日、壬午。今暁、参議有国（重虎）薨しづず。春秋六十九。（或る説云わく、昨日卒す。）参内す。皇太后宮権大夫同じく参入す。頭弁勅を伝えて云わく、固閑こげん国司に付す（付）べし。御禪位の後未だ政を始めざるの間、官符くわんぷを賜うべからず。只宣旨（宣旨）を給うべし。天慶九年（天慶）・寛平九年（寛平）等の例、頗る相准すべし、てへり。謹みてこれを奉り了んぬ。抑も先日此の定め有り。諸卿院の御葬送の後行わるべきの由を定め申す。而るに誠に御葬送、已に過ぎると雖も、猶お事を視ざるの内に在り。亦當（當）ぎ行わるべきの事に非ざるか。此の趣を以て頭弁に示す。答えて云わく、尤も然るべきなり。事を視ざるの間、雑事を行うの例を尋ね勸ぜられ、若し准すべき事無くば、其の由を奏せら

るは如何、てへり。大外記敦頼に仰せ尋ね勘ぜしむの間、聊か思慮を廻らすに、斯の事、左府奏し定む事なり。前日、御葬送を過ぎるの後、定めらるべきの由を申す。而るに重ねて此の旨を答う。不快有るべきか。仍りて尋ね勘ぜしめず。只、大外記敦頼を差し宣旨の趣を申さしむ。即ち帰り参りて云わく、早く宣旨に任せこれを行うべし、てへり。固関の事、国司に附すべきの由、便ち頭弁に仰せ下し了んぬ。天慶等の例、敦頼朝臣に問う。是、史文永^(天永) 勘注し頭弁に付す、と云々。其の日記を写し進めしめ了んぬ。天慶九年四月廿六日云々、是の日、伊勢国の固関使の覆奏使到来す云々、須べからく例に依り官符を賜うべし、而るに禅位の後、未だ内印^(内印)の政有らず。仍りて寛平九年の例に准じ、只、宣旨を下す、と云々。今案するに、此の日記、覆奏の例なり。既に国に付すの例に有らず。然れども例に准ずるを以て仰せらる所か。事の旨を奏すべからず。今世の体、多く曩時に異なる。頭弁云わく、院の穢、宮中に引き及ぶ。仍りて触穢の人、宮中に参入す。近くは則ち道方、院の座に着し、内の座に参着す、てへり。又云わく、院の御骨初め金輪山に置くべしと定む。而るに改め定め、尚お円成寺に安置し、三箇年を過ぎ円融院^(円融院)に置き奉るべし、てへり。但し御骨に相副うの人々、廿日帰参すべし、と云々。又云わく、廃朝五箇日、定め了んぬ。而るに左相府云わく、廃朝の畢むる日、忌み有り。仍りて縮め行ふべからず。須べからく今二箇日を加え御心喪と為すべし、と云々。初めの諸卿の定め道理を失するに似たり。更に亦、日次宜しからざる依り、其の余日を以て、慙^(なまじ)いに御心喪の日と定めらるは如何。件の御心喪の事、兼ねて定めらるべきの事なり。而るに諸卿、其の例を存ぜず、只、廃朝の事許りを定め申す。奇と為すべきなり。又、諸道に仰せられ勘文を進めしむべきか。此の間の事、蹤跡^(しんせき)を忘るるが如し。又云わく、今日中宮下り居給うべし。光榮朝臣、勘文を進むるの後申して云わく、御在所^(おのゝゝ)自り土殿^(つちのどの)に下り御う^(まじ)は方忌^(かたし)有り。これを如何せん。左府云く、凶事、改め勘ずること無し。又、更に日を改むべからず。又、其の処を改むべからず。為す術無きの事なり、と云々。深く歎息の氣有

り。今年重く慎むべきなり^(おぼ)。仍りて此の如きの事有るなり、てへり、と云々。

〔現代語訳〕

十一日、壬午。今晩に参議藤原有国が薨去した。年は六十九歳であった。ある説では昨日卒したという。私は参内した。権中納言行成も同じく参入した。頭弁源道方が三条天皇の勅として、「固関は国司に託すように。天皇踐祚の後、まだ外記政始めの儀を済ませていないので、太政官符を発給することができない。ただ官宣旨を発給して固関の指示をするように。今回の固関儀は、天慶九年・寛平九年等の例にしっかりと依拠して行うように。」と伝えた。私は謹んでその勅を奉ったが、そのとき私は道方に、「そもそも先日、固関に関する公卿議定があり、諸卿の意見は一条院の御葬送の後に固関を行うのがよいだろうというものだった。しかし、実際は御葬送はすでに終わったのに、この間、天皇はまだ廃朝期間である。また、固関は急いで行わなければならないことではないだろう」との意見を示した。すると道方は「その考えはもつともです。天皇の廃朝期間に太政官が雑事を行った例の有無を尋ね調べさせ、もし調べべき例がなければ、その旨を奏上されてはいかがでしょうか」と答えた。私は大外記の菅野敦頼に命じて前例を尋ね調べさせたが、その間、少し思慮を巡らしてみると、この問題は左大臣道長が天皇に奏上して決定する事柄であり、前日も一条院の御葬送の後に定めるのがよいでしょうと左大臣に助言したのだった。それなのに今重ねて同じ助言をしたとしたら、左大臣は不快に思のではなからうか。よって前例勘申はやめさせた。ただ大外記敦頼を呼んで、ただ固関を命じる宣旨の内容だけ左大臣に報告させた。敦頼はすぐに帰ってきて、左大臣の「早く宣旨にもとづいて固関を行いなさい」という指示を伝えた。よって私は、固関の事は国司に託すという趣旨をすぐに頭弁に官宣旨を作って三関国に下すよう命じた。

天慶等の例について敦頼に問うと、これは史の伴文永が勘注してすでに頭弁に渡しました、とのことだった。私はその日記を私にも写し進めさせた。その日記は、「天慶九年四月二十六日、この日は伊勢国の固関使の覆奏使が到来した、例により太政官符を賜うべきであるが、受禅踐祚の後まだ内印の聴政を行っていないので(太政官符は出せない)ので、寛平九年の例に准じてだた官宣旨を下した」という内容だった。今考えてみると、この日記は覆奏の例であり、固関を国司に託した例ではない。しかし左大臣は例に准じているとみなして宣旨発給を命じられたのだろうか。覆奏の例であったということは奏上しないほうがよいだろう。今の世の作法は昔とは異なることが多い。頭弁は「一条院の穢が官中にまで及んできました。それは触穢の人が官中に参入したからです。近いところでは道方が一条院の座に着座し、参内して内裏の座に着座しました」と言った。また「一条院の御骨は初めの定めでは金輪山に置く予定でしたが、改定してこのまま円成寺に安置し、三年を過ぎて円融院に置くことになりました。ただし御骨に付き添っている人々は二十日に帰参する予定であるということですよ」と言った。また「廢朝期間は五日間と定まっていた。しかし左大臣が『廢朝が終わる日は忌みがある。だからといって短縮して行うのはよくない。あと二日を加えて御心喪とするのがよいだろう』と言いました」とも言った。初めに諸卿が定めた廢朝日程は道理に反していたようである。さらにまた、左大臣が、日次がよくないからといって、日程を延長して無理矢理御心喪の日と定められたのはいかがなものか。このような御心喪の事は前もって定められるべきことである。しかし諸卿はその例を問題にせず、ただ廢朝の事はかりを話し合った。おかしなことである。また(廢朝期間を延長するなら)諸道に命じて勘文を進めさせるのがよいのではないか。この間の経緯をみてみるに、先例を忘れていくかのようなようである。また「今日、中宮藤原彰子が服喪中に住む土殿に入られる予定でした。賀茂光永が勘文を進めた後

で『御在所から土殿に移動されるのは、方忌になります。どうしましうか』と申しました。左大臣は『凶事は改め調べさせることはしない。また日を改めることもしない。また土殿の場所を改める必要もない。どうしようもないことなのだ』と言っていました。深く嘆いている様子でした。『今年は重く慎んだ方がよい年だ。そのためにこのような事がおこるのだ』とも言っていたそうです』と話した。

〔注釈〕

(83) 固関

古代において謀反事件や、天皇の讓位・崩御、上皇・皇后の崩御、摂政・関白などの薨去などの非常時に際し、鈴鹿・不破・愛発(のちに相坂)の三関を管掌する関国(使(固関使))を遣わし、関門を閉塞し警固に当たったことをいう。固関使には通常五位の官人があてられ、内舍人・近衛などが随従し、木契・勅符・官符を携行した。木契は木工寮が作成する木製割符で、「賜伊勢国」などと記し、使人が正式の朝使であることを証明するためのもの。勅符と官符は三関国宛てで、固関使を發遣することと法に従い処遇せよという指示を内容としていた。固関使が立出るときには大臣みずから木契・勅符・官符を使人に授け、使人は馬寮の馬に騎乗し鈴を鳴らして發進した。事態が旧に復し固関の必要がなくなると、開関が行われた。

(84) 付国司

本来は五位の官人を使として派遣するが、使を派遣せず国司にゆだねる方法。今回は「本国并往還者之煩」を省くため(『権記』)の措置。

(85) 政始

年始または讓位・改元などの後に、外記政を始めること。年始の政始は、御齋会の最終日(正月十四日)、外記が上に申上して日を選んで行われた。年始以外の政始としては、讓位・即位・改元・遷宮、内裏

の焼亡、院や三后の崩御、廃朝などの後に行われた例が、平安時代中期以降の日記に散見する。内容は、通常の外記政と基本的に同じであるが、上卿以外の公卿たちが参列する場合もある。まず、結政所で大弁以下が結政を行い、その後、上卿以下の公卿が外記庁の座に着し、弁官・少納言・外記・史などによって、申文と請印が行われる。その後、上以下は南所（侍従所）に移動し、饌が給される。申文の後、勅盃をする。儀式終了後、上卿以下は参内し、左近陣座に着す。

(86) 太政官符

太政官が発給する施行文書の様式の一つ。符は所管の司が被管の司に対して下す行政命令書一般に用いられる様式名称である。太政官符は、太政官内の弁官が作成し発給する下達・施行文書である。なお実例に依れば、初行の次の第二行に通常は「応・・・事」という事書が記される。太政官符によって施行される単行法には多様なものがあった。詔も勅も、太政官奏により裁可された法も、さらには議政官組織が独自に策定した法も、みな太政官符で施行される。そしてその施行にあたっては、外官に頒下するものには内印が、内官に頒下するものには外印が踏される必要があったから、煩瑣な「請印」の手続きを経なければならなかった。

(87) 官宣旨

太政官の弁官局から京司・諸国・寺社に宛てる下文様の文書。『公式令』では、太政官が八省・諸国に下す文書は太政官符と定められており、これに准じて寺社には太政官牒が発給された。しかし官符・官牒の発信には、請印の政や授受の儀式など面倒な手続きを踏まねばならず、緊急を要する事項、軽易な内容の事項については、官符・官牒はなじみがたい性質の文書であった。従って、緊急あるいは軽易な事項をも、迅速且つ容易に波及できるように考案されたのが官宣旨である。官宣旨が官符・官牒と儀式の上で異なる最大の点は、差出所が太政官

ではなく、その一部局の弁官局であること、天皇御璽ないし太政官印等の捺印がないことである。発信の手続きは、天皇の勅使を奉った上卿が、口頭で弁に命じ、弁がこれを史に口頭伝宣し、史が文面を作成し、作者の史と弁各一名が位署を加えて発信する。

(88) 天慶九年（九四六）四月二十日、朱雀天皇から村上天皇への讓位に際する固関（四月十九日）。

(89) 寛平九年（八九七）七月三日、宇多天皇から醍醐天皇への讓位に際する固関（七月五日）。

(90) 伴久永（長）

寛弘三年（一〇〇六）、史。結政に奉仕する。寛弘八年、左大史。悠紀行事となる。同年、大夫史。その職に足らずとなされる。長和元年（一〇一二）、史。悠紀行事をなす。長和五年、障を申し不参。

(91) 内印

「天皇御璽」の印文を持つ印をいう。印文「太政官印」の外印に対するもの。方三寸で、同と白錫の合金すなわち青銅製。養老公式令では、印としては使用する事のない天皇神璽に次ぐものとして内印を定め、五位以上の位記及び諸国に下す公文にこれを印するとする。発給する際には、内印を監する少納言が天皇に奏上して内印の押印許可を求め「請印」と呼ばれる行事が付随して行われることになる。しかし現実にはこの原則が守られていたわけではなく、たとえば七二〇年（養老四）の太政官奏は、そのころ在京諸司が無印の行政命令書を諸国に発給していた事実を指摘した上で、以後は、大事の施行には内印を、小事の施行には外印を印する、と述べている。

(92) 円融院

山城国葛野郡にあった寺。現在の京都市右京区竜安寺御陵の下町に当たる。僧正寛朝の住房が円融上皇の御料となり、上皇は永観元年（九八三）ここに薬師堂を供養した。上皇はのち出家し住房として法華堂

・塔を建立し、初めは円融院の名であった。やがて寺とされ、仁和寺を本寺とする四円寺の最初のものとなった。

円融寺北陵

一条天皇の陵。京都市右京区竜安寺朱山にある。堀河天皇陵と同域。

天皇は寛弘八年(一〇一一)六月二十二日に崩御、七月八日に北山長坂野で火葬に付され、方忌を避けるため一旦円城寺に遺骨を安置した。その後、寛仁四年(一〇二〇)六月十六日になり、「円融時北方円融院御料之辺也」に移し変えられた。

(93) 一条院は生前に円融院の御陵所周辺に土葬してほしいと近習の人々に伝えていたが、それが忘れられてしまい、道長が思い出した時にはすでに火葬されていた。土葬の望みはかなわぬが、埋葬は円融院にしようとした(『小右記』同月十二日条)ところ、葬送地から円融院は西南にあたり、寛弘八年は辛亥で長和二年まで三年間は西が忌まれたため、一旦東南の円成寺に安置されたとみられる。二十日には大將軍が三年後に移動してから円融院に納骨することに決定した(『権記』)。しかし実際は三年後ではなく、寛仁四年(一〇二〇)の六月十六日になつて円融院に移動された(『左経記』)。

(94) 藤原彰子の御在所(註46)

一条院東北対。

(95) 土殿

貴人の近親・配偶者らが喪服を着て喪の間に住む建物のこと。天皇が住む場合は椅廬ともいう。『栄花』三に、藤原兼家の死に当たつて「東三条院の廊渡殿を皆土殿にしつ、宮・殿ばらおはします」とある記事によつて、平素の建物の渡殿や廊の板敷をはずして土殿としたことがわかる。今回の場合はどこを土殿としたか明確ではないが、一条院東北対の彰子御在所よりみて「戊亥方」(北西)であった(『御堂関白記』月十七日条)。

(96) 日次がよくなかったため、土殿への移動は十七日になつた(『御堂関白記』七月十七日条)。のち、八月十五日に一条院東別納、十六日に把殿に遷御している(『御堂関白記』)。

(97) 方忌

陰陽道における種々の禁忌のうち、方角についての禁忌。禁忌の期間が年単位で規制されるものは、大將軍・金神・八卦忌で、月単位のものが王相神、日単位のものが太白神・土公・天一神、その他時刻によつても方忌が定められる。八卦は生年により、土公は造作などにより、その他大將軍以下は暦日をもとにする規制である。きわめて複雑煩瑣であつて、禁忌としてどの程度実行されたかについては、認識に差があり、多様である。

(98) 同年の『御堂関白記』には三月二十一日に五口の僧による讖法、二十七日に仏教供養を行い、今年は重く慎む年だとしている。

編集後記

『史人』第四号をお届けします。今号は下向井龍彦先生の還暦記念号として論文六本他の充実した内容となっております。前号での復刊からあまり年月を経ることなく刊行でき、いわゆる三号雑誌を脱却することができました。締め切りに間に合わせるため、執筆者の方々に校正を急かす形となり、申し訳ありませんでした。今後も続刊し、『史人』を定着させたいと思ひます。(齋藤)

史人

二〇二二年八月二四日発行 第四号

編集発行 広島県東広島市鏡山一丁目一―

広島大学大学院教育学研究科下向井研究室

〒739-8524 (郵便番号 七三九―八五二四)

TEL 082-424-7065

E-mail shimoken@hiroshima-u.ac.jp